

令和8年4月1日以降に起工起案する工事等に適用する
 積算基準対照表【業務委託編】
 (令和8年4月1日一部改定)

令和8年4月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
 積算基準は、国土交通省の積算基準書等(令和7年度版)に準拠しますが、一部事項について、
 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書⑥】設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料) 令和7年度版

基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
1-1-2 (1-3-2 測量業務費構成費目の内容 (2) 間接測量費)	<ul style="list-style-type: none"> 間接測量費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費と合わせて、諸経費として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 間接測量費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用<u>(作業員個人に対する費用)</u>である。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接測量費は、一般管理費と合わせて、諸経費として計上する。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
<p>2-1-3 (1-2-2 地質調査業務構成費目の内容 (1) 一般調査業務費 1) 純調査費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ハ) 業務管理費 業務管理費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費と合わせて諸経費として計上する。 ・ また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ハ) 業務管理費 業務管理費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用 <u>(作業員個人に対する費用)</u>を含む。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</u> <u>積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、業務管理費は、一般管理費と合わせて諸経費として計上する。 ・ また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。
<p>3-1-1 (1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費 費目の内容 ロ 間接原価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (イ) 間接原価 ・ 当該業務担当部署の事務職員の・・・(中略)・・・、PC等の標準的な OA 機器費用 (BIM/CIM に関するライセンス費用を含む) とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の・・・(中略)・・・、PC等の標準的な OA 機器費用 (BIM/CIM に関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)</u>とする。 ・ <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</u><u>積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
3-1-3 (1-4 設計変更の積算)	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>官積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格＝変更<u>官積算業務価格</u>×(直前の請負額／直前の<u>官積算額</u>)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の変更は、<u>県積算書</u>をもとにして・・・ 業務価格＝変更<u>県積算業務価格</u>×(直前の請負額／直前の<u>県積算額</u>)。
3-1-3 (1-4 設計変更の積算 (注))	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>官積算業務価格</u>は、<u>官単位</u>、<u>官経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>官積算額</u>は、・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>県積算業務価格</u>は、<u>県単位</u>、<u>県経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>県積算額</u>は、・・・
3-2-150 第16節 電気通信施設設計業務積算基準		<ul style="list-style-type: none"> 「<u>電気通信施設設計業務積算基準</u>」として、「<u>電気通信施設設計業務積算基準 (令和6年3月) (国土交通省)</u>」を追加する。 関連する基準類や運用に係る留意点等については、<u>同基準掲載場所を参照のこと。</u> (参照場所：国土交通省 HP <u>「電気通信関係積算基準等」</u> https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html)

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
<p>4-1-22 (5-1-3 価格構成費目の内容(2) 間接調査費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用 <u>(作業員個人に対する費用)</u> である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、<u>対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。
<p>4-1-23 (5-1-5 共通項目(4) 旅費交通費(車両運転費) ① 運転距離)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は <u>別途、特記仕様書にて定める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は <u>原則として、発注事務所とする。</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
<p>4-1-30 (5-2-3 価格構成費目の内容(2) 間接調査費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用<u>(作業員個人に対する費用)</u>である。 また、<u>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。
<p>4-1-32 (5-2-6 共通項目(5) 旅費交通費(車両運転費) ① 運転距離)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>別途、特記仕様書にて定める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 積算上の基地等は<u>原則として、発注事務所とする。</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
<p>4-1-42 (5-3-3 価格構成費目の内容(2) 間接調査費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用 <u>(作業員個人に対する費用)</u> である。 また、<u>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</u> <u>積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。
<p>4-1-46 (5-4-3 価格構成費目の内容(2) 間接調査費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 間接調査費は、・・・(中略)・・・、熱中症対策費用 <u>(作業員個人に対する費用)</u> である。 また、<u>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。</u> <u>積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
4-1-53 第7節 電気通信施設点検業務積算基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「電気通信施設点検業務積算基準」として、「電気通信施設点検業務積算基準（案）（令和2年11月）（国土交通省）」を追加する。</u> ・ <u>関連する基準類や運用に係る留意点等については、同基準掲載場所を参照のこと。</u> ・ <u>（参照場所：国土交通省 HP 「電気通信関係積算基準等」 https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html）</u>
4-1-54 第8節 電気通信施設保守業務積算基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「電気通信施設保守業務積算基準」として、「電気通信施設保守業務積算基準（案）（令和2年11月）（国土交通省）」を追加する。</u> ・ <u>関連する基準類や運用に係る留意点等については、同基準掲載場所を参照のこと。</u> ・ <u>（参照場所：国土交通省 HP 「電気通信関係積算基準等」 https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html）</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
4-1-55 第9節 電気通信施設 運転監視業務積算基 準		<ul style="list-style-type: none"> • <u>「電気通信施設運転監視業務積算基準」として、「電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(令和2年11月)(国土交通省)」を追加する。</u> • <u>関連する基準類や運用に係る留意点等については、同基準掲載場所を参照のこと。</u> • <u>(参照場所:国土交通省 HP 「電気通信関係積算基準等」 https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html)</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
参1-1-1 (2-1 設計価格等の扱い)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、・・・。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(1) 設計に使用する価格は、原則として、業務起工起案日における市場価格とし、・・・。</u> ・ <u>(2) 積算に用いる材料単価等の採用順序は、次のア～ウの順とする。</u> ・ <u>ア 実施設計単価表</u> ・ <u>イ 実施設計単価表に記載のないものは、物価資料による</u> ・ <u>ウ ア、イのいずれにもないものは、原則として特別調査又は見積書による</u>
参1-1-2 (2-2 端数処理等の方法(7)単価表の合計金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1) 土木設計業務等</u> ・ <u>2) 測量業務及び地質調査業務</u> ・ <u>単位数量当り単価の場合、・・・。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除。 ・ 削除。 ・ 削除。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
<p>参1-2-6 (1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</u> <u>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u> <u>現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</u> ・ 地質調査業務及び・・・。 ・ 2) <u>空中写真測量及び・・・本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。</u> ・ (※1文追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>通勤の場合、積算上の基地から現地までの片道距離に応じて積算する。</u> <u>ここでいう積算上の基地とは、原則として発注事務所とする。また、業務に係わる交通手段は連絡車(ライトバン)運転で積算することを標準とし、運転速度については、一般道の場合は30km/h、高速道路等を利用する場合は60km/hとする。</u> ・ 2) <u>地質調査業務及び・・・。</u> ・ 3) <u>空中写真測量及び・・・本拠飛行場から積算上の基地までとする。</u> ・ 4) <u>発注事務所での打合せにかかる旅費交通費は、片道所要時間を1時間として積算することを標準とする。また、発注事務所以外で打合せを行う場合は、別途考慮することとする。</u>

	<ul style="list-style-type: none">・ <u>3)</u> 往復旅行時間に係る直接人件費・・・。・ <u>4)</u> 上記 1) の範囲を超え、・・・。	<ul style="list-style-type: none">・ <u>5)</u> 往復旅行時間に係る直接人件費・・・。・ <u>6)</u> 上記 1) の範囲を超え、・・・。
--	--	--

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
参1-2-9 (1-9 設計変更の積算)	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、<u>官積算書</u>を基にして・・・ 業務価格＝変更<u>官積算</u>業務価格×(直前の請負額/直前の<u>官積算額</u>)。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、<u>県積算書</u>を基にして・・・ 業務価格＝変更<u>県積算</u>業務価格×(直前の請負額/直前の<u>県積算額</u>)。
1-2-9 (1-9 設計変更の積算 (注))	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>官積算</u>業務価格は、<u>官単位</u>、<u>官経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>官積算額</u>は、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更<u>県積算</u>業務価格は、<u>県単位</u>、<u>県経費</u>をもとに・・・ 2. 直前の請負額、直前の<u>県積算額</u>は、・・・。
参3-2-3 (1-2 運搬費の積算 (1))	<ul style="list-style-type: none"> (ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>現地に最も近い本支店等が所在する市役所等</u>とする) 	<ul style="list-style-type: none"> (ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>発注事務所</u>とする)

※基準書ページ：設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料) 令和7年度版

一般財団法人 経済調査会 発行のページ